



正しいごみの処理方法は

不法投棄は犯罪です

事業者や個人がごみを処理したい場合には、市町村ごとに決められた排出方法に従って適正に処理しなければなりません。

しかし、中には山林などに勝手に捨てる人がいます。この行為が**不法投棄**です。

正しい処理方法を行わずに不法投棄された廃棄物からは、有害物質が漏れ出し、地域の土壌や水質に深刻な被害を与えます。

捨てるのは簡単ですが、撤去回収するのはとても大変で、もとの美しい自然に回復するのは難しく、多大な費用がかかります。

こうした不法投棄は桂川町でも行われており、空き缶や生活ごみからテレビ、自転車などの粗大ごみに至るまで様々です。中には家の敷地や田んぼなどに投げ捨てられ、大変迷惑している方もいます。

不法投棄は重大な犯罪であり、5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金が科せられます。

地域で目を光らせ、「**不法投棄ゼロ**」を目指しましょう！



▲6月上旬の湯の浦森林公園での不法投棄。

コラム /

MOTTAINAI
~もったいない運動~

環境分野で初のノーベル平和賞を受賞したケニア人女性、ワンガリ・マータイさん。マータイさんが、2005年の来日の際に感銘を受けたのが「もったいない」という日本語でした。

環境3R + = もったいない Respect

Reduce (減らす)、Reuse (再利用)、Recycle (再利用) という環境活動の3Rをたった一言で表せるだけでなく、かけがえのない地球資源に対するRespect (尊敬の念) が込められている言葉、「もったいない」。マータイさんはこの美しい日本語を、環境を守る世界共通の合言葉「**MOTTAINAI**」として世界に広めることを提唱しました。

問合せ先 /

保険環境課 生活環境係
☎65・1097

記事内一部画像：日本容器包装リサイクル協会

：リデュース・リユース・リサイクル推進協議会

Point! /

不用品回収業者については、適正な廃品処理を行っているか確認できず、中には「無料で家電製品を回収する」と広告しながら、実際は有料で回収する業者もあるので、利用しないようにしてください。

家電製品は適正・確実に処分

家電リサイクル法では、テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機を処分するとき、これらを確実にリサイクルするため、リサイクル料金を支払って小売業者（家電販売店）などに引き渡すよう協力しなければならぬこととなっています。

家電リサイクル品は、以前購入した店やこれから購入する店に引き取ってもらうか、お近くの家電販売店に引き取ってもらうことができます。廃家電製品を引き渡した際には、適正に処分したことの証明となる「家電リサイクル券」が発行されます。

野焼きは周りの人にも迷惑

野焼きを行うことは廃棄物処理法により禁止されており、庭先や空き地などのごみの焼却はダイオキシンなどの発生原因となります。



また、煙や悪臭、灰により周辺の住民にも迷惑がかかります。みなさまのご理解・ご協力をお願いします。